

島根県報

第一、四三一号

平成十四年十二月二十四日

(火曜日)

告示

目次

平成十五年、平成十六年及び平成十七年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格等	(医療対策課)	一
平成十五年度及び平成十六年度における島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格等	()	三
保安林の指定(三件)	(森林整備課)	五
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(漁業管理課)	六
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用地対策課)	六
都市計画事業の認可	(都市計画課)	七
公告		
使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	(労働政策課)	八
建設業法の規定に基づく営業の停止	(管 理 課)	八
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	九
選管告示		
地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数		九

告示

島根県告示第七十八号

平成十五年、平成十六年及び平成十七年における島根県立中央病院の医療廃棄物等処理業務の委託契約に係る一般競争入札又は、指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第二項(第百六十七条の十一第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 資格審査の対象となる営業種目

- (一) 一般廃棄物処理業
- (二) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業

二 資格審査の申請手続

(一) 提出書類

- イ 競争入札参加資格審査申請書
- ロ 法人にあつては、登記簿謄本
- ハ 個人にあつては、誓約書

二 営業経歴書

ホ 審査基準日(平成十四年十二月一日)前一年における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ヘ 審査基準日の直前二年間の営業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。)(個人にあつては、青色申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類)

ト 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

チ 印鑑証明書

リ 契約等に使用する印鑑についての届

又 島根県との取引に当たって、代理人を定める場合は、委任状及び代理人となる者

の誓約書
ル 誓約書

ヲ その他知事が必要と認める書類

(二) 書類の作成に用いる言語等

イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ロ 金額欄は、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(三) 書類の提出先及び提出方法

島根県出雲市姫原四丁目一ノ一 島根県立中央病院事務局総務課へ持参すること

(四) 書類の受付期間及び受付時間

イ 受付期間 平成十五年一月十五日から同年一月三十一日まで及び平成十六年一月十五日から同年一月三十一日まで行う。（島根県の休日を含める条例（平成元年島根県条例第九号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）

ロ 受付時間 午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時三十分までとする。

(五) 受付方法

事情聴取を行うものとする。

三 入札参加者の資格審査及び格付

(一) 資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準により格付けするものとする。

イ 審査基準日の直前二年間の年間平均営業実績高

ロ 審査基準日の直前決算における島根県との取引実績高

ハ 審査基準日の直前決算における自己資本の額

ニ 審査基準日の直前決算における設備、機械器具等の所有状況

ホ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

ヘ 審査基準日の前日までの営業年数

ト 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

チ 審査基準日の前日における許可業種と許可品目

(二) 格付

区 分	A 等級	B 等級
一般廃棄物処理業務	三十点以上	三十点未満
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業務	三十五点以上	三十五点未満

四 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び交付時間並びに交付場所

(一) 交付期間及び交付時間

イ 交付期間 二(四)イに同じ。

ロ 交付時間 二(四)ロに同じ。

(二) 交付場所

出雲市姫原四丁目一ノ一 島根県立中央病院事務局総務課とする。

五 入札参加資格の登録の有効期間

資格を認定されたときから平成十七年二月二十八日までとする。

六 入札参加資格審査の結果の通知等

資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和六十二年島根県告示第二百一十一号）第六条及び第八条から第十条までの規定の例による。

七 入札に参加できない者

(一) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(二) 次のイからへまでに該当すると認められる者で、その事実があった後二年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

イ 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

口 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、職員職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者

島根県税を滞納している者

消費税及び地方消費税を滞納している者

提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

八 特例

(一) 二四イ及び四(二)イの規定は、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成七年島根県規則第八十三号)第二条第二項の規定による

入札参加資格審査については、適用がないものとする。

(二) 前記(一)に規定する入札参加資格審査により認められた入札参加資格は、特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約をいう。)に係る入札に参加する場合に限り有効とし、その有効期間は、五の規定にかかわらず、当該認められたときから平成十七年二月二十八日までとする。

九 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局総務課(電話〇八五三・二二・五一一一代)にすること。

島根県告示第七十九号

平成十五年度及び平成十六年度における島根県立中央病院の設備運転管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条

の十一第三項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 資格審査の対象となる営業種目

ビルメンテナンス業

二 資格審査の申請手続

(一) 提出書類

イ 入札参加資格審査申請書

ロ 法人にあつては、登記簿謄本

ハ 個人にあつては、誓約書

ニ 営業経歴書

ホ 審査基準日(平成十四年二月一日)における島根県税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

ヘ 審査基準日の直前二年間の営業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類をいう。)(個人にあつては、青色申告書又は資産及び負債の状況を明らかにした書類)

ト 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

チ 印鑑証明書

リ 契約等に使用する印鑑についての届

又 島根県との取引に当たつて、代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者の誓約書

ル 誓約書

ヲ その他知事が必要と認める書類

(二) 書類の作成に用いる言語等

イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ロ 金額欄は、出納官吏事務規定(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(三) 書類の提出先及び提出方法

- (四) 島根県出雲市姫原四丁目一ノ一 島根県立中央病院事務局総務課へ持参すること。
書類の受付期間及び受付時間
イ 受付期間 平成十五年一月十五日から平成十五年一月三十一日まで及び平成十六年一月十五日から平成十六年一月三十一日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第九号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。)
- ロ 受付時間 午前九時から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時三十分まで
- (五) 受付方法
事情聴取を行うものとする。
- 三 入札参加の資格審査及び格付
資格審査においては、次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付基準による格付するものとする。
(一) 審査基準日の属する事業年度の直前二年間における年間平均売上高
(二) 審査基準日の属する事業年度の決算における自己資本の額
(三) 審査基準日の属する事業年度の前年度の決算における自己資本の額
(四) 審査基準日の前日における事業にに従事する職員の数
(五) 審査基準日の前日までの営業年数
(六) 審査基準日の属する事業年度の前年度における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)
- (七) 審査基準日の前日における危険物取扱者(消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二に規定する危険物取扱者免状の交付を受けた者をいう。)
- (八) 審査基準日の前日におけるボイラー技士(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第六十二条に規定する免許の種類が特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士のいずれかである免許証の交付を受けた者をいう。)
- (九) 審査基準日の前日における電気工事士(電気工事法(昭和三十五年法律第三百二十九号)第四条に規定する電気工事士免状の交付を受けた者をいう。)
- (十) 審査基準日の前日における消防設備士(消防法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けた者をいう。)

- (十一) 審査基準日の前日における消防設備点検資格者(消防設備点検資格者となるために必要な知識及び技能を修得することができる講習(昭和五十年消防庁告示第一号)に規定する消防設備士資格者免状の交付を受けた者をいう。)
- (十二) 審査基準日の前日における防災センター要員講習受講者(消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件(平成六年消防庁告示第十号)に規定する受講修了証の交付を受けた者をいう。)
- (十三) 病院に係る設備運転管理業務実績
- 四 申請書類用紙及び資格審査申請要領の交付期間及び場所
(一) 交付期間及び交付時間
イ 交付期間 二(四)イに同じ
ロ 交付時間 二(四)ロに同じ
- (二) 交付場所
イ 島根県出雲市姫原四丁目一ノ一 島根県立中央病院事務局総務課とする。
- 五 入札参加資格の登録の有効期間
資格を認定されたときから平成十七年二月二十八日までとする。
- 六 資格審査の結果の通知等
資格審査の結果の通知、申請書の記載事項の変更届及び資格の認定の取消しについては、庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和六十二年島根県告示第二百一十一号)第六条及び第八条から第十条までの規定の例による。
- 七 入札に参加できない者
(一) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
(二) 次のイからハまでに該当すると認められる者でその事実があった後二年間を経過しない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- イ 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益

を得るために連合した者

八 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

二 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(三) 営業に関し、許可等が必要とする場合において、これを受けていない者

(四) 島根県税を滞納している者

(五) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(六) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

八 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県立中央病院事務局総務課(電話〇八五三・三〇・六四三五)にすること。

島根県告示第八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字奥田儀一三三三の二一、大字口田儀一八〇六の一、一八〇八、二一八八の一、二一八八の二、大字小田二七二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字下十年畑六四〇の一、八束郡八雲村大字熊野五九三三、五九三四、五九三五の六、五九三五の九、六一四〇、六一四一の三、六一四二の一、六一四二の二、六一四五、六一四六、六一五一の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて

縦覧に供する。()

島根県告示第八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

能義郡広瀬町下山佐一〇〇五、一〇〇七から一〇二二まで、一〇二二の二、一〇二二の三から一〇一八まで、三二七から三二七八まで、三二八〇から三二八四まで、三二八六の二、三二八六の三、三二八七から三二八九まで、三二八九一から三二八九九まで、三二九〇から三二九七まで、三二九八から三三〇四まで、三三〇五の二、三三〇五の三、三三〇六、三三〇七の二、三三〇七の三、三三〇八、三三〇九の二から三三〇九の三まで、三三二〇から三三二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八十三号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法(昭和二十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定による同意があつたと認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 加入区の名称

魚瀬加入区

二 加入区の区域

松江市漁業共済組合の地区の区域

三 漁業の区分

小型漁船漁業(漁業災害補償法の二部を改正する法律(平成十四年六月十九日法律第七十四号)の施行前の法第百四条第二号に掲げる漁業区分

島根県告示第八十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

出雲市

二 事業の種類

市分庁舎整備事業

三 起業地

イ 収用の部分

島根県出雲市今市町北本町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
 市分庁舎整備事業(以下「本件事業」という。)は土地収用法(以下「法」という。)第三十三条第一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎等」に該当するため法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
 起業者は一般会計により既に財源措置を講じていることから、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
 本件事業は、出雲市中央部の今市町内に出雲市役所の分庁舎を整備しようとするものである。

現在の庁舎は、近年の、行政サービスの多様化、業務量の増加、組織改編等により事務室・会議室・駐車場等の狭隘化が進んでいる。しかし庁舎の存する敷地ではその周辺の状況から、増改築を行える余地はなく事務の執行や行政サービスの提供に支障を来している。本件事業の施行によりこれら的大幅な改善が可能であるので、本件事業により得られる利益は大きいと考えられる。

他方、起業地の選定に当たり社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較衡量した結果、それらの要件をもっともよく満たすものを採用していること等から、失われる利益は軽微であると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益と比較衡量した結果、本件事業については、得られる利益が失われる利益に優越していると認められる。

また起業地は、庁舎の規模、利用目的等から勘案し必要最小限の範囲と認められる。

よって本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業が計画されている出雲市を含む一市五町では、財政基盤の強化、定住人口の拡大、行政サービスの充実等の目的のため、合併を目指している。本申請以前から十二月に設置予定の法定合併協議会のため、任意により設置した合併協議会で準備が進められているが、法定合併協議会が設置されると、事務を行う職員・事務機

器等が増加し、現在の市役所庁舎では対応できない。

また、出雲市を含む一市三町は、一部事務組合方式により介護保険の事務を行っているが、煩雑化する事務を処理するため、新たな電算システムの導入を決めた。しかし、備え付けるためにはまとまった広さの部屋が必要であり現在の市役所庁舎では対応できない。

出雲市は、古くから周辺地域の政治・経済・文化・交通の中心であり、関係自治体も出雲市内にこれらの執務室の設置を望んでいる。

さらに出雲市には芸術・文化活動を行う屋内施設が不足しており、住民は多大な不便を被っている。

以上のことから考え、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められ、本件事業は法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)で述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。

以上のことから、本件事業を法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第千八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十二月二十四日

一 施行者の名称

出雲市

島根県知事 澄田信義

二 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画公園事業

二・二・五二号 宮の前公園

三 事業施行期間

平成十四年十二月二十四日から

平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

出雲市今市町字塚根地内

(二) 使用の部分

なし

公 告

第三十八期島根県地方労働委員会委員は、平成十五年四月二十七日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推せん方法（昭和三十五年島根県告示第五百六十二号）第三号イの規定に基づき、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

推薦期間 平成十五年一月二十八日から同年三月二十八日まで

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定に基づき、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 処分をした年月日

平成十二年十二月十三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

1 処分を受けた者の商号

有限会社 鎌田建設

2 主たる営業所の所在地

浜田市相生町三九一三

3 代表者の氏名

鎌田 賢一

4 許可番号

島根県知事許可（般・特・一二）第三二三六号

三 処分の内容

1 停止を命ずる営業の範囲

土木一式工事の営業のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの。

(2) その建設費について国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けているもの（1）に該当するものを除く。）

（「補助金等」とは、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）

2 期間

平成十二年十二月二十日から平成十三年二月二日まで

（ただし、松江地方裁判所から執行停止の決定があったため、執行停止解除後の期間は、平成十四年十二月十四日から平成十五年一月十六日まで）

四 処分の原因となった事実

競売入札妨害事件

有限会社鎌田建設の元代表取締役は、平成四年七月十三日に執行された浜田市発注に係る特別養護老人ホーム建設造成工事の指名競争入札に際して、首謀者である株式会社倉本組の代表取締役、有限会社朝日建設の代表取締役とともに、上記工事における他の入札参加者と共謀の上、公正なる価格を害し、かつ、不正の利益を得る目的で談合したことにより、平成七年三月十四日に松江地方裁判所から懲役六月（執

行猶予二年)の判決を受け、平成十一年六月十六日最高裁判所決定により、その刑が確定している。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

八束郡玉湯町大字湯町三二七番地一 外一筆

面積 一、八九五・九四平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡玉湯町大字湯町九七四番四号

渡部 義久

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條第一項、第七十五條第一項、第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項、第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八條第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十四年十二月二十四日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四條第一項及び第七十五條第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 地方自治法第七十六條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項の規定による

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 一六八、一一六

三 地方自治法第八十條第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 八束第一選挙区 六、六九〇
- 八束第二選挙区 五、三七〇
- 八束第三選挙区 四、二五四
- 能義選挙区 四、〇一四
- 仁多選挙区 四、五六四
- 大原選挙区 八、六一一
- 飯石選挙区 五、八五七
- 簸川第一選挙区 七、二四一
- 簸川第二選挙区 三、九四〇
- 簸川第三選挙区 四、四六二
- 邇摩選挙区 二、五二〇
- 邑智選挙区 七、九九七
- 那賀選挙区 五、〇八一
- 鹿足選挙区 四、九八六
- 隠岐選挙区 六、八三〇
- 松江選挙区 三八、九三四
- 浜田選挙区 一一、二六七
- 出雲選挙区 二二、七三八
- 益田・美濃選挙区 一四、五二八
- 大田選挙区 九、二〇三
- 安来選挙区 八、一七四
- 江津選挙区 六、七六二
- 平田選挙区 七、八八一

毎週火・金曜日発行

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

一六八、一一六

平成十四年十二月二十四日印刷
平成十四年十二月二十四日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市学園南
松江市殿町
松島根陽印刷所

定価一箇月 金二千四百三十円(送料共)